

医療従事者の賃金改善について

当院は外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定しています。これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- ・ 算定対象：初診時・再診時・訪問診療時
- ・ 対象職員：医師を除く当院に勤務する全職員（看護師・医療事務・検査技師・リハビリ職員・薬剤師・事務職員等）
※令和8年改定により40歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年6月7日 こうち内科・内視鏡クリニック



こうち内科・内視鏡
クリニック